

安 全 保 障

本研究会は、空港の設置及び管理に関する制度について検討する場であって、安全保障に係る制度そのものについて検討する場ではないことから、安全保障に係る現行の法制度（条約その他の国際約束を含む）を前提とした上で、議論を進めることとする。

1 . 成田国際空港(株)

(1) 成田空港に求められる役割

国の安全保障のための施策推進に当たって、滑走路等の空港施設の利用が不当に制約されないこと

必要と認められる場合、特定の者の優先使用が確保されること

(2) 安全保障に係る現行制度とその評価

(概要)

平時・周辺事態・有事

- ・合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航される航空機は、着陸料を課されないで空港に出入りすることが可能 [日米地位協定]

周辺事態

- ・周辺事態()において、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することが可能 [周辺事態安全確保法]
そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重大な影響を与える事態

有 事

(a) 武力攻撃事態対処法

- ・指定公共機関（成田国際空港(株)。以下同じ）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処に関し、必要な措置を実施する責務

(b) 国民保護法

- ・指定公共機関は、国民の保護に関する業務計画を作成・公表する責務
- ・指定公共機関は、武力攻撃事態等において、当該業務計画の定めるところにより、空港を適切に管理

(c) 特定公共施設利用法

- ・ 空港施設の管理者（成田国際空港株。以下同じ）は、武力攻撃事態等への対処に当たり、空港施設の利用に関する指針を踏まえ、対策本部長（内閣総理大臣）との緊密な連携を図りつつ、適切に空港を管理運営する責務
- ・ 対策本部長は、空港施設の管理者に対し、空港施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することが可能
- ・ 内閣総理大臣は、上記要請に基づく所要の利用が確保されない場合、空港施設の管理者に対し、所要の利用を確保すべきことを指示することが可能
- ・ 内閣総理大臣は、上記指示を行ってもなお所要の利用が確保されない場合、又は緊急の場合は、空港施設の管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、空港施設の利用に係る必要な指示等をさせることが可能。この場合、必要に応じて、国土交通大臣を指揮し、航空機の機長等に対し、航空機の移動を命じさせることが可能

（評価）

武力攻撃事態等への対処や周辺事態への対応については、国等が公共の飛行場を利用することがあり得ることから、それぞれの事態に対応した固有の法制度が構築されている。

具体的には、武力攻撃事態等への対処としては、特定公共施設利用法により、特定の者の優先的な利用を確保できるよう、対策本部長から空港施設の管理者に対して必要な要請を行うことができるほか、要請に従った利用が図られない場合においては、内閣総理大臣による指示や国土交通大臣を指揮し代執行する仕組みを設けるなど、所要の措置が講ぜられることを担保する仕組みが定められている。

また、武力攻撃事態等において国民の生命、身体、財産を保護するため、国民保護法により、指定公共機関として国民保護に係る各種措置を実施する責務が課されている。

周辺事態においては、周辺事態安全確保法により、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に沿った協力依頼を「国以外の者」に行うことができ、成田国際空港株は「国以外の者」として、当該依頼に対して、できる限り協力することが期待されている。

なお、平時における安全保障上の要請()に関しては、それを規律する一般的な法制度は存在しないものの、空港の運用においては、国際約束を踏まえ、民間事業者による使用との調和を図りつつ適切に対応することが期待されている。

現実の緊急事態は厳格な定義のある武力攻撃事態等や周辺事態と必ずしも一致するわけではないことから、周辺事態安全確保法が発動される以前の段階においても、緊急事態対処をスムーズに行うために、状況に応じて、各機関の協力が必

要な場合があり得る。

平時における安全保障上の要請の例（空港関係）

例 1 自衛隊や米軍に対する役務提供を不当に拒むことや、役務提供につき不適切な条件を付すことがないようにすること

例 2 外国で生じた騒乱に際して緊急輸送を実施する場合や、領空侵犯機を強制着陸させる場合等の緊急事態において、空港の優先利用が求められた場合には適切に対応すること

（３）検討事項

空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担う公共インフラの一つであるが、(a)武力攻撃事態等においては、有事法制上、空港管理者に課せられている様々な責務について、完全民営化後も引き続き適切に履行されることが求められており、履行されない場合には我が国に取り返しのつかない損失をもたらす可能性があること、(b)周辺事態及び平時においても、安全保障上の要請について、完全民営化後も引き続き適切に対応することが求められていること等を踏まえ、例えば以下の事項について検討を行ってはどうか。

(例) 周辺事態又は平時における安全保障上の要請について、成田国際空港㈱が引き続き適切に対応することを担保するために、法令の運用や航空管制の運用により、何らかの対応を図るべきか。

空港管理者が策定する空港供用規程について、国土交通大臣が当該規程の認可を行う際の基準となる「空港の設置及び管理に関する基本方針」に、「関係法令・条約等の遵守」「安全保障・危機管理に対する適切な対応」「不平等な取扱いの禁止」といった内容を盛り込む等。

なお、航空管制の運用上、エンジンの故障等緊急状態にある航空機に対しては、管制上優先的な取扱いが行われることとなっている。

周辺事態又は平時において、完全民営化を契機に法律上新たな安全保障の観点からの行為規制を導入するべきかについては、現行法上、周辺事態及び平時において、国及び地方公共団体以外の者は一律に同様の位置づけがなされており、成田国際空港㈱の完全民営化の前後でその法的位置づけが変わるものではないことを十分踏まえた慎重な検討が必要である。

(例) 武力攻撃事態等又は周辺事態における我が国の対応に支障をもたらすおそれのある者又は空港の運用に関わるシステム・秘匿情報にアクセスすることが適当でないと思われる者()が、株式保有を通じて経営に介入することを排除する仕組み(資本規制)は必要か。

例 武力攻撃事態等又は周辺事態の際、政治的な意図、特定の思想・信条等を背景として、行為規制の有無にかかわらず、空港の果たすべき安全保障上の義務・責務を拒んだり、故意に空港インフラの運用に支障をきたすシステムの変更を行ったり、滑走路等空港施設を毀損するおそれのある者

2 . 日本空港ビルデング㈱

(1) 羽田空港の旅客ターミナル施設に求められる役割

武力攻撃事態等において、国民の生命、身体、財産を保護するための生活関連等施設としての機能が確実に発揮されること

(2) 現行制度とその評価

(概要)

周辺事態

関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することが可能。 [周辺事態安全確保法]

有事 (武力攻撃事態等)

空港の旅客ターミナル施設は、国民保護法に規定する生活関連等施設に位置づけられており、都道府県知事及び指定行政機関の長 (国土交通大臣) は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、旅客ターミナル施設の安全の確保に必要な措置を講ずるよう当該施設の管理者 (日本空港ビルデング㈱。以下同じ。) に要請することが可能。 [国民保護法]

なお、安全保障の観点から空港に求められる機能が適切に発揮されるためには、空港の管理者を指定公共機関と位置づければ足りるという考え方にに基づき、空港の旅客ターミナル施設の管理者は、武力攻撃事態対処法に基づく指定公共機関には位置づけられていない。

(評価)

都道府県知事及び指定行政機関の長の要請に基づき、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するための措置を講じることとされているが、当該要請に対しては、できる限り協力することが期待されている。

(3) 検討事項

安全保障の観点から平時及び有事において空港に求められる責務については、空港の管理者によってその適切な履行が概ね担保されるため、羽田空港の旅客ターミナル施設については、現行どおり生活関連等施設という位置づけのみで足りると考えられるところ、同施設を運営する日本空港ビルデング㈱については、現行法令上の責務を適切に果たすことで十分と考えて良いか。